

独立行政法人日本原子力研究開発機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、役員給与規程により期末特別手当において文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の勤務実績に応じ理事長が定めることとしている。

役員報酬基準の改定内容

理事長	国の給与制度の改正に準じ、本給月額を0.33%減額改定。 一般職給与法の改正に伴い期末特別手当の基礎となる支給割合を5/100増額。
副理事長	国の給与制度の改正に準じ、本給月額を0.38%減額改定。 一般職給与法の改正に伴い期末特別手当の基礎となる支給割合を5/100増額。
理事	国の給与制度の改正に準じ、本給月額を0.33%減額改定。 一般職給与法の改正に伴い期末特別手当の基礎となる支給割合を5/100増額。
監事	国の給与制度の改正に準じ、本給月額を0.36%減額改定。 一般職給与法の改正に伴い期末特別手当の基礎となる支給割合を5/100増額。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長 (6人) 12	10,395	7,340	3,055	10月1日 1人		
副理事長 (6人) 12	9,968	6,308	2,878 734 (特別調整手当) 48 (通勤手当)	10月1日 1人		
理事 (3人) 12	54,210	38,178	13,360 1,854 (特別調整手当) 142 (通勤手当) 594 (単身赴任手当) 82 (寒冷地手当)	10月1日 7人		
監事 (1人)	11,499	9,864	1,238 397 (通勤手当)	10月1日 2人		

注1:「特別調整手当」とは民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域(東京都特別区)に在勤する役員に支給されているものである。なお、副理事長、理事には異動保障による支給額が含まれている。

注2:当法人は平成17年10月1日に設立された法人であるため、すべての役員について1月を¹/₁₂人と換算して記載(役名欄)した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	千円	年 月			該当者なし
副理事長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

当法人の行う業務について既存事業の効率化を進め、独立行政法人会計基準に基づく一般管理費(公租公課を除く。)について、平成16年度の日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の合計額に比べ中期目標期間中に、その15%以上を削減するほか、その他の事業費(外部資金で実施する事業費を除く。)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減する。そのため、今中期目標期間の最終年度である平成21年度の人件費については、平成17年度の人件費と比較し、概ね4%以上の削減を図る。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として自律性と労使自治の原則に基づき決定すべきものであるが、その水準の決定に際しては、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとす。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

給与の支給にあたっては、当法人及び各職員の業績が反映されることが原則である。現行の各職員の業績を給与に反映させる人事評価制度について、組織業績向上、人材育成、適切な処遇を重点とした新制度へ再構築し、試行を経て昇給・昇格、期末手当に反映させる予定である。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
本給	昇給(標準を4号給とし8号給の幅で決定)、昇格に反映。
期末手当	勤務成績等を勘案して理事長が定める基準による。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

本給月額について平均0.32%の減額改定。
 扶養手当のうち、配偶者に係る支給月額を500円減額改定。
 職責手当について、200円～500円の減額改定。
 研究手当について、100円～200円の減額改定。

2 職員給与の支給状況

本項における職員の年間給与額は、当法人は平成17年10月1日に設立された法人であり平成17年度の年間の支給実績が示せないため、当法人の職員給与規程等に基づき算出した推計額である。

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	4,254人	43.3歳	8,498千円	5,986千円	74千円	2,512千円
事務・技術	2,644人	43.3歳	8,178千円	5,766千円	74千円	2,412千円
研究職種	1,579人	43.2歳	9,048千円	6,363千円	72千円	2,685千円
診療所医療職 (その他)	15人	49.4歳	8,343千円	5,903千円	69千円	2,440千円
技能労務職	16人	51.5歳	7,182千円	5,073千円	77千円	2,109千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	45.4	14,559	12,156	0	2,403

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	220	43.2	7,386	6,218	50	1,168
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	60	43.9	6,214	4,487	51	1,727
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	59.9	15,067	9,973	35	5,094
診療所医療職 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-	-
診療所医療職 (その他)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	15	43.6	5,949	4,266	84	1,683
技能労務職	人	歳	千円	千円	千円	千円
	22	58.2	7,342	5,345	61	1,997
事務・技術 (賞与なし)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	54.3	8,672	8,672	81	0
研究職種 (賞与なし)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	100	36.1	6,988	6,988	43	0

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	78	61.2	3,886	3,229	95	657
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	63	61.2	3,962	3,291	97	671
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	61.1	3,672	3,050	82	622
技能労務職	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	101	26.9	1,972	1,636	84	336
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	101	26.9	1,972	1,636	84	336

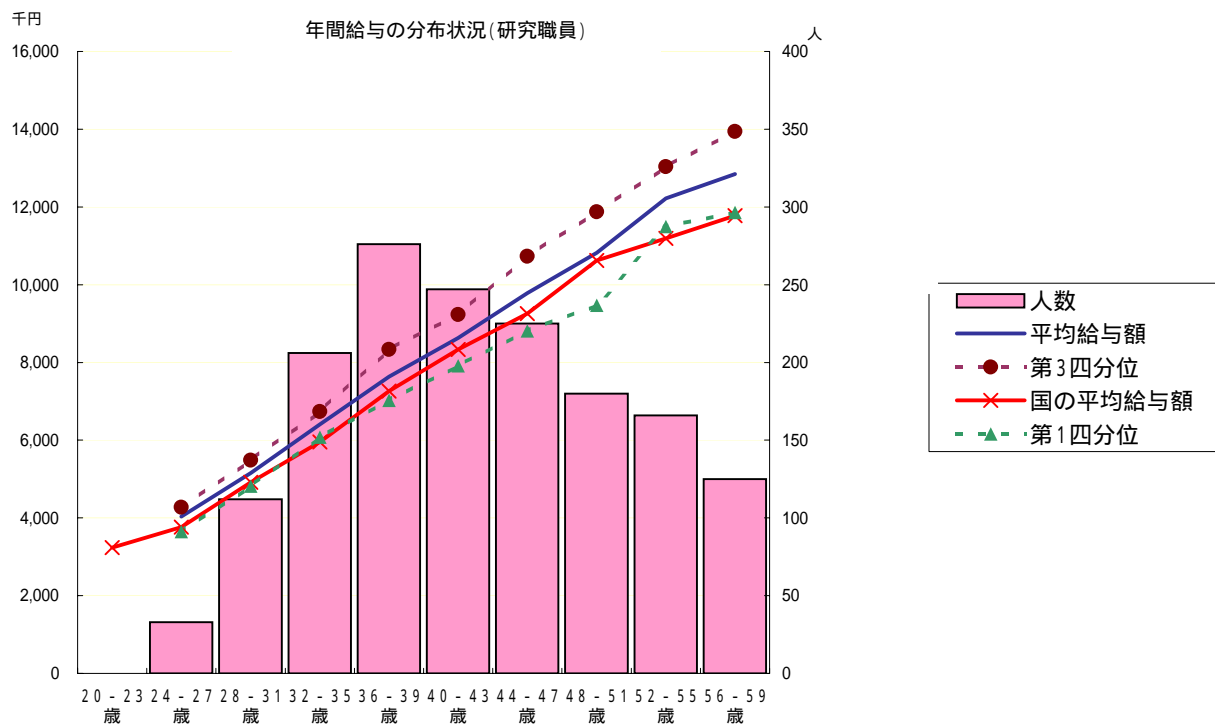
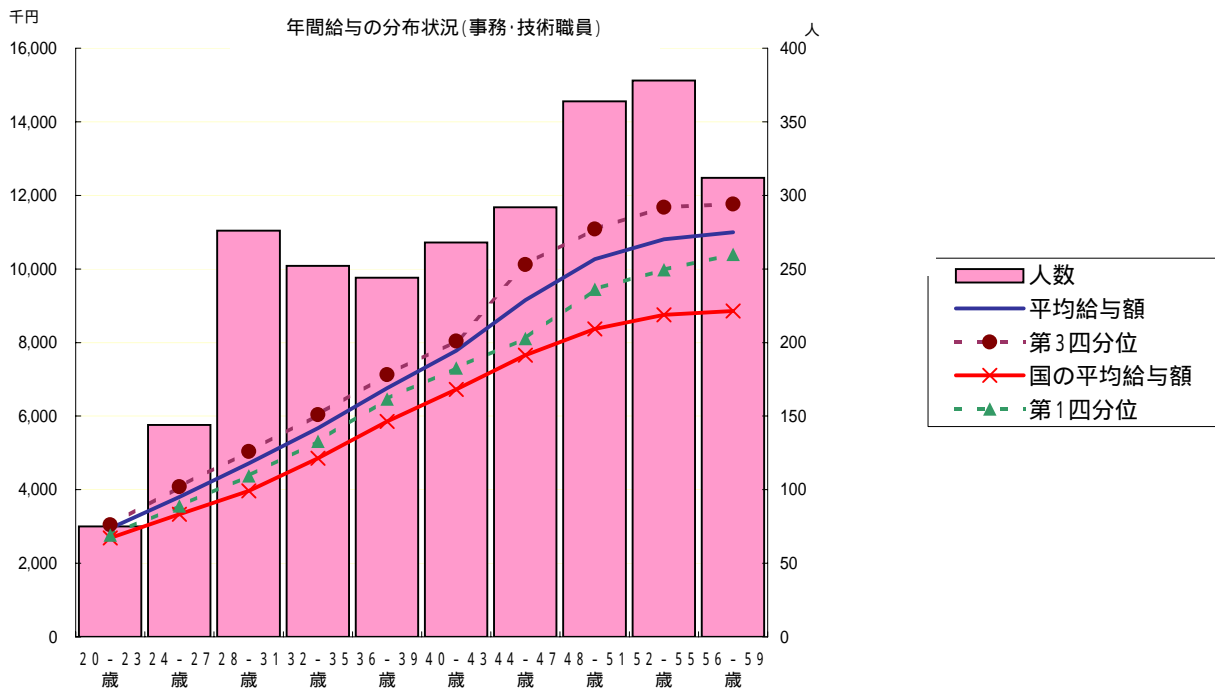
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:「技能労務職」とは、守衛、自動車運転手等である。

注:任期付職員診療所医療職(医師)及び再任用職員技能労務職については該当者が2名以下のため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項は記載しない。

注:該当者がいない区分中の職種については省略している(常勤職員区分:医療職種・教育職種・診療所医療職(医師)、任期付職員中区分:医療職種・教育職種、再任用職員:医療職種・教育職種・診療所医療職(医師)・診療所医療職(その他)、非常勤職員:研究職種・技能労務職・医療職種・教育職種・診療所医療職(医師)・診療所医療職(その他))。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
 まで同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	320	53.3	11,005	11,341	11,654
本部係員	796	31.0	3,903	4,752	5,450

注:「本部課長」には、本部課長相当職である本部以外の課長、主幹を含む。

注:「本部係員」には、本部係員相当職である本部以外の係員を含む。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	275	49.7	10,864	11,540	12,232
研究員	182	30.4	4,564	5,095	5,593

注:「本部課長」には、本部課長相当職である本部以外の課長、主幹を含む。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長	係員	係員	係員	係員
人員(割合)	2,644	31 (1.2%)	138 (5.2%)	320 (12.1%)	539 (20.4%)	820 (31.0%)	400 (15.1%)	200 (7.6%)	129 (4.9%)	67 (2.5%)
年齢(最高~最低)		59 50	59 48	60 42	60 37	59 32	59 28	42 25	42 23	22 19
所定内給与年額(最高~最低)		10,676 8,253	10,017 7,777	9,705 6,610	8,373 5,346	7,880 3,812	6,492 2,993	5,299 2,490	3,952 2,032	2,375 1,838
年間給与額(最高~最低)		15,469 11,834	14,428 11,398	13,302 9,621	11,594 7,540	10,669 5,482	9,071 4,262	7,251 3,559	5,450 2,903	3,269 2,633

(研究職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長	係員	係員	係員	係員
人員(割合)	1,579	52 (3.3%)	120 (7.6%)	275 (17.4%)	269 (17.0%)	681 (43.1%)	144 (9.1%)	38 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高~最低)		60 50	60 49	59 38	60 36	59 32	52 28	29 25		
所定内給与年額(最高~最低)		11,290 8,779	10,406 7,830	9,294 6,721	8,307 5,641	7,685 4,040	5,686 2,948	3,401 2,514		
年間給与額(最高~最低)		16,095 12,898	14,918 11,566	13,448 9,703	11,839 8,053	10,451 5,773	7,949 4,178	4,665 3,588		

注:本項における職員の年間給与額は、当法人は平成17年10月1日に設立された法人であり平成17年度の年間の支給実績が示せないため、当法人の職員給与規程等に基づき算出した推計額である。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員 / 研究職員)

区分		夏季(-月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	-	100	100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	-	0	0
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	-	100	100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	-	0	0
	最高～最低	～	～	～

注: 当法人は平成17年度10月1日に設立された法人であり平成17年度の夏季の支給実績が示せないため記載していない。

注: 当法人の賞与は期末手当相当分と勤勉手当相当分の区分を行っていない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

120.3

对全法人

111.9

(研究職員)

对国家公務員(研究職)

105.8

对全法人

103.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

当法人の事務・技術職員の指数が110を超えている理由

1. 過去の経緯

当法人は、特殊法人旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発機構が平成17年10月1日に統合し発足した組織である。特殊法人は、人材確保の困難性、身分の不安定さ、福利厚生面での格差等から国家公務員より給与水準を高く設定していた経緯がある。特殊法人の給与と改定については、国家公務員同様、人事院勧告に準じた給与改定を行っており、財務省協議の上主務大臣の認可を受けていた。現在の給与水準は、過去の労使交渉の結果、中央労働委員会の斡旋案等をベースに、上記の経緯を経て決定されたものであり、法人の状況および特殊性を考慮されたうえ決定されたものと認識している。

2. 原子力研究開発の特殊性

当法人は、原子力に関する基礎的研究および応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための研究開発を総合的、計画的かつ効率的に行っていく使命がある。遂行にあたっては、常に安全確保を第一に研究開発を遂行しなければならない。さらに、独立行政法人は中期計画終了後、成果如何によっては組織の改廃を含めた見直しも行われる厳格な評価制度の下に置かれた組織である。

これらに対応するためには優秀な人材を確保する必要があるが、原子力開発の拠点は都市部に立地することが困難であり、当法人の研究開発拠点も例外ではない。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める民間企業や、他研究機関と競って人材を確保し、かつ雇用の流動化の傾向が強まる中で人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消、人材確保を目的に給与措置を講じてきている。

3. 人員構成

当法人では、昭和42年～54年頃事業の急激な進捗に伴い多くの人員を採用しており、また、定年まで在籍する職員がほとんどである。その後、予算定員における合理化の一環として、平成元年以降職員の採用人数を抑制してきた結果、人員構成における若年層の割合が低下し、高齢層のウェイトが大きくなっていることも全体の指数を押し上げる一因となっている。

4. 給与体系

当法人では、原子力の基礎研究から実用化までを行う国内唯一の総合的な原子力研究開発機関として、プロジェクト型の研究開発体制を採用しており、各プロジェクトにおいて同様の職責を担わせ一体性を持って遂行していることから研究・技術・事務等の各職種の職員に対し統一の本給表を採用している。また、原子力の基礎研究等を行う研究職種とプラントの技術開発等を行う技術職種については、能力に応じた手当を支給する体系としている。

平成18年度より、国家公務員における給与構造改革を踏まえ、適切な給与水準となるよう旧二法人の給与水準を統一した本給表への改定及び職責手当(管理職手当)の見直しを行った。なお、現在は現給保障の観点から経過措置を実施している。現在の人員構成における経過措置終了後の指数は概ね2～3ポイント減となる見込みである。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成17年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 21,482,656	千円 42,582,025	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 840,298	千円 4,934,583	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 678,901	千円 1,399,702	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 4,057,959	千円 8,145,461	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 27,059,816	千円 57,061,773	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)

注：本表には常勤職員のほか任期付職員、再雇用職員の人件費が含まれているため財務諸表の附属明細書の数字とは一致しない。

注：当法人は平成17年10月1日に設立されたことから、「当年度」欄には設立以降の金額を記載している。このため、「比較増 減」欄及び「中期計画目標開始時(平成18年度)からの増 減欄」は記載していない。

総人件費について参考となる事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取り組みに関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図る。

)法人が中期計画に設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減する。そのため、今中期目標期間の最終年度である平成21年度の人件費については、平成17年度の人件費と比較し、概ね4%以上の削減を図る。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。また、国家公務員における給与構造改革を踏まえ、本給表カーブのフラット化を図るとともに、管理職手当の見直しに加え、現行の調整手当等の見直しを図る。

)人件費削減の基準額(17年度の「給与、報酬等支給総額」)

42,199,962千円

競争的研究資金に係る職員の人件費を除く。

当法人は平成17年10月1日に設立されたことから、当法人の基準額に、平成17年4月1日から平成17年9月30日までの旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発機構の基準額を加え算出した額である。

・その他

国家公務員における給与構造改革を踏まえ、国家公務員の指定職俸給表の見直しに準じて、平成18年4月に役員給与規程の改定を行った。職員の給与については、国家公務員における給与構造改革を踏まえ、平成18年4月に旧二法人の給与水準を統一した本給表への改定及び職責手当(管理職手当)の見直しを行った。また、更なる本給の改定及び特別都市手当(調整手当)等の改定のための準備を進める。

法人が必要と認める事項

特になし